

集団安全保障の再検討

—The Theories of Collective Security Reconsidered—

南山 淳

一 序論

冷戦後の国連活性化に伴い、「集団安全保障の復活 (Revival of the Collective Security)」がしばしば唱えられるようになった。確かに、論理的には冷戦の終焉は、永く続いてきた国連集団安全保障体制の機能不全を解消するはずであった。しかしながら、現実には未だ国連憲章第七章に基づいた国連軍結成の目的は立たず、言葉の正確な意味での「集団安全保障体制」が機能したことは歴史上唯一度としてないという状況に変化はない。

冷戦の終焉は本当に集団安全保障を実現させるのか。その疑問に答える以前に、そもそも集団安全保障とは何かという問題をあらためて検討しなければならない。なぜなら、(後述

するように) 集団安全保障は現実の国際政治場裏において、その意味を大きく変化させてきた概念であり、したがって、理論および現実政治の両側面から、それを理解することが集団安全保障研究にとって不可欠な前提条件となるからである。

本稿の目的は、近年の国際政治学の研究業績を批判的に検証しながら、冷戦後の集団安全保障研究の理論的課題の一端を明らかにすることにある。(したがって、集団安全保障体制そのものの有効性を問うことは、本稿の主旨ではない)。まず、第二章において、従来の国際政治学が集団安全保障をいかに論じてきたかを概観する。元来、ウィルソン流の集団安全保障論のアイデアは「所与の国家連合の圧倒的な軍事力によって侵略者を鎮圧する」という単純明解な論理を中心に構成されていたが、現実政治との相剋の中で様々な政治的意図によ

つて、これに異なった意味が付与され、結果として極めて複雑な様相を呈することになった。したがって、集団安全保障を論じる場合、理論と現実の二つの側面を一体的に把握していかねばならない。

続く第三章において、この理論的単純性と政治的複雑性の間のズレに対するひとつの解答として「新制度主義学派」(後述)が提起した集団安全保障の再定義について言及する。新制度主義学派の試みとは、要するに、集団安全保障概念の定義の厳密性を、国際政治の現実に合うように緩和しようというものである。本章では、それによって生じるメリットとデメリットを明示する。

最後に、集団安全保障論が政治理論としていかなる意味をもち得るかについて、社会科学における理論の意味というより広い視点から考察し、冷戦後の集団安全保障研究の理論的課題について言及する。

二 集団安全保障の理論

集団安全保障という考えかたは、古代ギリシャの都市国家間で締結された「アンフィクチオン同盟 (Amphictyonic League)」にまで溯ることが¹⁾できる。しかしながら、国際政治学の主な研究対象は、基本的には、歴史上最初の普遍的集団安

全保障体制である国際連盟 (League of Nations) とその「後継機関」である国際連合 (United Nations) に集中している。「集団安全保障体制」という明確な自己規定をもつ一組織は事実上この二大国際機構のみであり、研究者の関心がそこに集中するのは当然のことであつたといえる。したがって、冷戦終焉後に新制度主義学派が登場するまで、集団安全保障と国際連盟・国際連合の存在は不可分の関係にあつたという点に留意しておかねばならない。

集団安全保障とは、「主権国家からなる国際社会において、ある国が他の国を軍事的に侵略した場合、他のすべての国が侵略国に対して(軍事的)制裁を加え、そのことよつて侵略行動をやめさせ、侵略された国の主権を回復し、原状に復帰する仕組み」である。²⁾歴史的にはウッドロー・ウィルソンに代表される第一次世界大戦後の新世界秩序の立案者たちによつて、勢力均衡体系における同盟政策の代替案として提起されたものであり、その特徴として、(1)あらゆる国家を対峙させる(侵略の抑止)(2)潜在的侵略者に対して脅威を認識させる(3)潜在的犠牲者に対して経済制裁、強制執行等の集団的措置による救済を約束するという点をあげることができる。³⁾概念上の定義については研究者の間で概ね一致をみているが、現実の制度への適用に関しては極めて大きな振幅が存在している。集団安全保障体制の構築こそ世界平和実現のため

の唯一の手段であるという主張がある一方で、国連憲章第五
一条にみられるように、集団安全保障と集団防衛(軍事同盟)
を相互補完的にとらえる見かたも存在する。

集団安全保障は本来秩序維持のためのひとつの手段に過ぎ
ないのであるが、(国際政治学における幾つかの概念と同様)
それは極めて論争性の強い概念であり、現実の国際政治の中
で政治的文脈の違いによってその意味を異にしてきたのであ
る。極論すれば、その時々々の権力関係における強者が集団安
全保障概念に具体的な意味を付与してきたのである。例えば
それは、国連創設の過程におけるアメリカの存在であった。

アナーキーな国際社会においては、ウィルソンの意味で
の集団安全保障体制の実現は「西洋文明史に生じたいかなる
道義的変化よりもさらに徹底した根本的な道徳革命」を意味
する。したがって、現実には、その理念的な正統性と強者す
なわち大国の「ナショナル・インタレスト」の間でいかにし
てバランスをとるかが焦点となる。そして、歴史的に優先さ
れてきたのは常に後者であった。つまり、大国の利益を侵害
しないという条件を充たさないかぎり、集団安全保障体制は、
その存在を許されなかつたのである。国際政治において集団
安全保障というアイデアが受容されていった過程を、イニ
ス・クロード (Miss L. Claude, Jr.) は以下のごとく形容して
いる。「新しいワインと古いワインが、意味論の瓶の中で混ぜ

合わされてしまった。そのワインが賞賛されるようになった
のは、原酒の香りが薄められているという表示(ラベル)のせい
である」。

それではアナーキーな社会における集団安全保障体制の具
体的な成立要件は何か、それは客観的条件と主観的条件に大
別される。客観的条件とは、要するに集団安全保障体制が可
能となる国際政治構造の問題である。全ての国家間において
(軍事的な)力が平等に拡散していることが、集団安全保障
体制にとって最も理想的な状態である。なぜなら、特定の国
家が出した軍事力を保持している場合、集団的な軍事力行
使の効果が相殺されることになるからである。例えば、侵略
国Aが全世界の軍事力の五五%を所有している場合、その他
の諸国がもてる軍事力の全てを投入したとしても、侵略国の
鎮圧は保証されず、その抑止力も低下せざるを得ない。現代
の核兵器、化学兵器、生物兵器(いわゆる、ABC兵器)の
もつ圧倒的な破壊力と殺傷能力および、その研究開発が相対
的に容易になってきている点を考慮すれば、この仮定は全く
的はずれのものとはいえないだろう。

しかしながら、自律的な国家間関係において軍事力の平準
化を前提とすることは事実上不可能であり、次善の、あるい
はもっと現実的な条件を想定する必要性が生じてくる。そこ
で代替案として導入されるのが、少数の大国に限定した力の

集中とその中における力の平準化、すなわち「大国主導の集団安全保障体制」である。

集団安全保障の基本的な考えかたは、国際社会全体の代理人として行動する国家連合、あるいはその具現化としての国際機構の圧倒的力によって、侵略を抑止あるいは鎮圧し、国際秩序を維持するというものであり、その担い手となり得る力をもつものは、現実の国際社会においては（軍事的な）大国のみである。そこでは国際社会全体の代理人としての正統性よりも必要な軍事力を現実保有しているのは誰かという効率性の側面が優先される。換言すれば、公正や正義ではなく目的合理性に基いてシステムが運営されるのである。

こうして集団安全保障体制は（少なくとも安全保障の領域においては）大国が国際社会の全体利益を集約し得るというフィクションを、その体制原理の中心に据えることになる。このフィクションの導入によつて、集団安全保障は初めてアーキーな社会における同盟政治の代替案となり得るのである。なぜなら、力の一元的集中こそが集団安全保障の実効性を保証するからである。

しかしながら、たとえ力の一元的集中が成立したとしても、集団安全保障体制が直ちに機能するわけではない。集団安全保障の客観的条件の充足はあくまでも体制成立の必要条件に過ぎない。つまり、仮に国際社会全体の代理人として行動し

得るだけの力をもつ国家連合が存在したとしても、それがひとつの社会制度として安定的に機能していくためには、統治対象から継続的に政治的正統性の承認を得ることが至上命題となる。そのためには、全ての政策決定者および市民の間で「自国の平和と世界全体の平和は不可欠である」という共通認識が存在していなければならない。この共通認識の形成が集団安全保障体制成立の主観的条件である。

仮にあらゆる侵略行為を鎮圧できるだけの集団的な軍事力が存在したとしても、武力行使が正統化されないかぎり、集団安全保障は機能しない。集団安全保障体制における軍事力の発動は常に国際社会の全体利益に立脚していなければならないからである。正統性をもたない武力行使は、（それがいかに強大なものであるうとも）違法行為となる。したがって、武力行使に正統性を付与するために、全世界の市民の間にグローバルな利益と個別の国家利益は基本的に一致するという「啓蒙された概念（enlightened conception）」の存在が必要となる。換言すれば、世界にとって良いことは、必然的に個々の国家（ひいては市民一人一人）にとつても良いことであるという信条の形成が集団安全保障体制を安定的に稼働させるための絶対条件であり、このことが客観的条件に加わつて初めて構成国に対して確実な安全が保障されるのである。

しかしながら、現実の国際政治において集団安全保障を实

現しようとする場合、主観・客観ふたつの条件を充足することは極めて困難である。確かに、歴史的にみて、少数の大国への力の集中と大国間における力の平準化は相対的には達成されてきたが、大国がしばしば「国際社会の全体利益」を無視して行動してきたことは歴史によって証明されている。国際連盟の崩壊は、大国が自己利益の追求を連盟規約に優先させた結果であったし、つい最近まで、冷戦という大国間の対立が国連の機能を麻痺させてきたことは周知の事実である。

つまり、「歴史の教訓」にしたがうかぎり、大国が国際社会全体の利益の代弁者となる可能性は極めて低いのである。

また、集団安全保障体制成立の主観的条件に関しても、悲観的にならざるを得ない。確かに、近年グローバルな規模での安全保障の必要性が主張されているが、それが現実には政策決定者の認識を変容させているとは、未だいい難い状況である。

冷戦後多発している地域紛争ひとつ見ても、グローバルな利益と個別の国家（国家建設を志向する民族やエスニック集団もこれに含まれる）の利益が、相対的であれ、一致し得る可能性は低く、冷戦後の今日においても集団安全保障体制は目指すべき理想の域を出ていない。

三 集団安全保障の再定義

前章で述べたように、集団安全保障の最大の問題点はその実効性にある。冷戦に翻弄された国連の歴史を顧みるまでもなく、集団安全保障という「理想」の実現は、大国間の権力政治という「現実」に常に阻まれてきた。それどころか、北大西洋条約機構（NATO）の設立と国連憲章第五一条の關係に見られるように、集団安全保障という言葉が、集団防衛という事実上の同盟政治を正当化するための政治的レトリックとして使用される事例すら散見されるようになった。概念だけが一人歩きし、安全保障領域における、あらゆる集合行為に「集団安全保障」のレッテルが貼られるようになったのである。

このような状況において、従来のウィルソンのな集団安全保障論に固執すれば、規範的な意味は残るとしても、安全保障領域において現実を生じている様々な「集合行為（collective action）」を説明することはできない。集団安全保障論は再検討を迫られることになったのである。

こうした問題意識を積極的に打ち出したのが、「新制度主義学派」である。その特徴は、伝統的集団安全保障の理論的硬直性、すなわち集団安全保障概念をあまりに狭く限定的にと

らえ過ぎてることへの厳しい批判である。

レオン・ゴードンカー (Leon Gordonker) とトーマス・ウイス (Thomas G. Weiss) によれば、政治論争における集団安全保障概念の混乱と誤用の原因はその単純性にある。つまり、「所与の国家群が、体制規範を侵害するあらゆる構成国に対して集団で懲罰を加えるという同意を形成することによって、安全保障上の脅威の低減を試みる」という(集団安全保障の)単純な中心命題と現実の国際政治の距離があまりに隔絶しているため、そのズレを埋めるための過程の解釈(いかによつて集団安全保障体制を稼働させるか)が、その政治的立場によつて、分裂する傾向を示すことになる。

ウイルソンの集団安全保障概念に固執するかがり、集団安全保障論は(現実の国際政治を分析するための道具としては)限界に直面せざるを得ない。ソ連という仮想敵国が消滅したにもかかわらず、なぜNATOは存在し続けるのか。冷戦後のヨーロッパにおける様々な安全保障協力の試みをいかに説明するのか。この様な疑問に対して伝統的集団安全保障論は無力である。つまり、現実には集団安全保障体制が成立しないかがり、あるいは、国家が軍事主権の中核部分を放棄するという「革命的変化」が生じないかがり、それは説明力をもち得ないのである。要するに、伝統的集団安全保障論は「集団安全保障という言葉を『純粋な』形式にのみ限定すること

によつて、(国家間に)協調と集合行為の成功をもたらした様々な制度の役割を曖昧にしてしまう」というのが新制度主義学派の主張である。かくして、集団安全保障概念の再定義が冷戦後の緊急課題として浮上することになる。

新制度主義学派は伝統的集団安全保障論との対比において、集団安全保障概念を以下の如く規定している。まず、ウイルソンの見かたをとる、すなわち集団安全保障概念を狭く限定的にとらえる研究者として、イニス・クロードとアーノルド・ウォルフアーズ (Arnold Wolfers) を例にあげ、三つの特徴を指摘する。(1)システムの構成国は、あらゆる平和に対する脅威に対抗しなければならぬ(2)特定の脅威に対抗する防衛的な軍事同盟とは異なり、その基本原則は「One for All and All for One」である(3)たとえ自国の利益と無関係であっても、構成国は一致して侵略に反対する。

これに対し、集団安全保障概念を緩く定義した例として、ロバート・ジャービス (Robert Jervis) とジョセフ・ナイ (Joseph S. Nye, Jr.) の名をあげ、四つの特徴を指摘する。(1)平和への全ての脅威に対抗する義務の緩和あるいは省略(2)国連の平和維持活動(PKO)、軍備管理交渉、信頼醸成措置等、システムの構成国の安全保障を強化する集団安全保障以外の多国間協定も(集団安全保障概念に含める(3)さらに「欧州協調 (Concert of Europe)」に代表される(構成国間の取

決めが恣意的でない) 大國間協調および、(4) 構成國の安全保障強化のための協調行動を補助する「セキュリティ・レジーム (Security Regime)」も同様で、これに含める。

要するに、安全保障領域において、何らかの意味で、「協定的な」契機を含むあらゆる國家の行動を集團安全保障あるいはそのための過程と規定することによって、伝統的集團安全保障論が説明できなかった様々な安全保障上の集合行為が説明可能になるというわけである。

確かに、集團安全保障の定義を緩和することによって、理論の説明力は飛躍的に向上するかもしれない。しかしながら、他方、それは集團安全保障論が伝統的に有してきた権力政治批判という、もうひとつの特徴を著しく弱体化させることになる。なぜなら、集團安全保障概念の定義を緩和する目的は現実の國際政治現象の説明能力を向上させることにあり、そのためには伝統的集團安全保障論の想定する集團安全保障体制というある種の「ユートピア」と現実の國際政治現象の間の緊張關係を、「現実」にシフトさせる方向で、修正しなければならぬからである。したがって、理論のもつユートピアから現状を批判するという側面(批判性)は弱まらざるを得ないのである。

四 集團安全保障研究の課題

新制度主義學派の議論は集團安全保障論におけるひとつの理論上の問題点を提示している。しかし、そのことを説明する前に、社会科学における理論の意味について言及しておかなければならない。ロバート・コックス (Robert W. Cox) によれば、「通常、洗練された業績を含んだ理論の流れは問題解決理論と批判理論、双方の特徴を兼ね備えているが、どちらか一方が強調される傾向がある」²⁴⁾。問題解決理論 (problem-solving theory) とは、現存する支配的な社會關係や権力關係および、それによって組織化されている制度等や所与の枠組みとして促え、問題原因の效果的處理と、それらの運用の円滑化を目的とする理論である。これに対し、批判理論 (critical theory) とは、支配的な世界秩序から距離をおき、その秩序がいかにして発生したかを問う理論である。つまり、現に存在している社會關係や権力關係を所与のものとは考えず、それらの起源と歴史的な變化の過程に関心をもち、社會關係、権力關係、現存する制度そのものを包括的に検証し、問題解決理論が媒介変数として促えている行為の枠組みや問題そのものを研究対象とするのである。したがって、問題解決理論と批判理論は、ある種ゼロサムな關係にあるこ

とが推察できる。

コックスの指摘は、集団安全保障論の変容を考察する際の明確な指標を提供する。ウィルソン流の伝統的集団安全保障論の歴史的起源は、勢力均衡原則を中心とする近代ヨーロッパ外交への批判であった。つまり、勢力均衡体系という当時の支配的世界秩序そのものを批判的に検証し、問題点を明らかにしたうえで、その代替案として提示されたのが伝統的集団安全保障の理論なのである。換言すれば、集団安全保障について論じるといふことは常に勢力均衡体系（同盟政治）という現状を批判することを意味していたのである。したがって、伝統的集団安全保障論は問題解決理論としてよりも批判理論としての性格を強くもっているといふことができる。

これに対し、新制度主義学派の集団安全保障論は逆の論理構造をもっている。新制度主義の（伝統的集団安全保障論への）批判は、現存する世界秩序との距離、すなわちその非現実性に集中している。しかしながら、（既述したように）この距離は伝統的集団安全保障論の批判理論としての性質がもたらす論理的帰結であり、存在理由そのものであるといつても過言ではない。

したがって、その反動として、新制度主義理論は問題解決理論としての性格を強めることになる。なぜなら、新制度主義は、安全保障領域において現実に行われている国家の集合

行為を説明することを最大の目的としており、そのためには「現存する支配的な社会関係や権力関係および、それによって組織化されている制度等を所与の枠組み」として促えたとくえで、理論化を試みるのが前提条件となるからである。ここでは、伝統的集団安全保障論に内在していた現状批判の論理は最小限のものとならざるを得ない。

もちろん、究極的には国家間の集合行為の機能的波及の結果として、新しいより平和的な世界秩序を仮定しているという点では、新制度主義理論も批判理論としての性格を有している。しかしながら、新制度主義理論の主眼はあくまでも（安全保障領域における）国家の集合行為を説明することであり、その結果、いかなる世界秩序が出現するかについての関心は二義的なものにならざるを得ない。しかも、現実政治の文脈においてこの問題を考えた場合、既存の世界秩序を所与として「問題原因の効果的処理と、それらの運用の円滑化を目的とする理論」のもつ（軍事同盟を含めた）軍事的集合行為を正当化するための道具として使用される危険性は、伝統的集団安全保障論のそれよりもはるかに大きなものとなる。集団安全保障をめぐる過去の政治論争の経緯を考えれば、これは十分に現実性をもった仮定といえる。

いずれにせよ、集団安全保障を理論的に研究する場合、それが理論としてどの様な機能を果たすのか、政治的にはいか

なる意味をもち得るのかについて常に知的緊張感を維持していかなければならない。「理論は常に誰かのため、何かの目的のために存在している」というコックスの指摘は冷戦後の集団安全保障研究にとって、最も重要な指針となろう。

注

- (1) George W. Downs & Keisuke Iida, "Assessing the Theoretical Case against Collective Security," George W. Downs, ed., *Collective Security beyond the Cold War* (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1994) p. 2. 参照。
- (2) 国際連盟規約第一六条と国連憲章第一条第一項は「それぞれ組織原理としての集団安全保障を明確に規定している。また、集団で国際秩序を維持する」という意味での「集団安全保障の歴史的起源は一八世紀の「欧州協約」に求めらるゝ」として Charles A. Kupchan, "The Case for Collective Security," *Ibid.*, Downs, p. 48.
- (3) 国際法学会 [編] 『国際関係法辞典』三巻章 一九九五年四〇三ページ。
- (4) Inis L. Claude, Jr., *Swords into Plowshares*, 4th ed. (New York: Random House, 1984) p. 247. 参照。
- (5) *Ibid.*, Claude, pp. 245-246. 参照。
- (6) 国連憲章第五一条の起草過程における「集団安全保障と集団防衛の関係に関しては、拙稿「集団安全保障と国際連合」筑波法政第十九号(一九九六・二)三三七〜三四一ページを参照。
- (7) Hans J. Morganthau, *Politics among Nations*, 6th ed., revised by Kenneth W. Thompson (New York: Alfred A. Knopf,

1985) p. 454.

- (8) *Ibid.*, Claude, p. 247.
- (9) *Ibid.*, pp. 250-261. 参照。
- (10) これは国連における安全保障理事会への圧倒的な権限付与に具体化しているアイデアである。拙稿三三三〜三三七ページを参照。
- (11) 力の一元的集中という点では、集団安全保障は世界政府論とその基本構造を同じくしている。ただし、その担い手(国家連合あるいは国際機構と世界政府)と集中の程度(安全保障領域における限定的な権限付与と絶対的主権)に決定的な相違が存在する。
- (12) Inis L. Claude, Jr., *Power and International Relations* (New York: Random House, 1962) pp. 274-278. 参照。
- (13) *Ibid.*, Claude, 1984, p. 252. 参照。
- (14) よりもその転覆を、危機の抑制よりもその煽動を、戦争の制限よりもそれに勝利するようを求めた。Hedley Bull, *The Anarchical Society*, (London: Macmillan Press, 1977) p. 207. 参照。
- (15) 例えば、The Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood*, (Oxford: Oxford University Press, 1995) pp. 77-82. 参照。
- (16) もちろん、西ヨーロッパのように、その可能性のある地域も存在するが、未だそれは国際社会全体を包含するダイナミズムを生み出しているとはいえない。世界秩序全体の文脈で見る限り、それはひとつの(望ましい)可能性に過ぎない。
- (17) 冷戦後の「強制執行型PKO」は集団安全保障の可能性を開くものであるという見解も存在するが、これは憲章に明確な規定がないと一点をもって否定されなければならない。なぜなら、集団安全

- 保障のメルクマールは、その無差別普遍的適用にあるからである。普遍的な原則に基かない強制執行は、何らかの意味で恣意性の批判を免れない。Mohammed Ayoob, "Squaring the Circle," Thomas G. Weiss ed., *Collective Security in a Changing World*, (Boulder & London: Lynne Rienner, 1993) p. 54 参照。
- (17) 例えば、冷戦後のNATOの存在は伝統的集団安全保障論の説明力の限界を示している。Charles L. Glaser, "Future Security Arrangements for Europe," *Ibid.*, Downs, pp. 217-259. 参照。
- (18) 集団安全保障における「新制度主義学派」は一般化した用語とはいえなが、伝統的国際制度論に対する批判的立場と「国際レジーム論」から強い影響を受けている点を考慮すれば、妥当な名称といえる。 *Ibid.*, Downs, 参照。
- (19) Leon Gordenker & Thomas G. Weiss, "The Collective Security Idea and Changing World Politics," *Ibid.*, Weiss, p. 4. 参照。
- (20) *Ibid.*, Downs & Hida, p. 18.
- (21) *Ibid.*, p. 33.
- (22) Stephen M. Walt, "Collective Security and Revolutionary Change," *Ibid.*, Downs, pp. 169-170. 参照。
- (23) セキュリティ・レジームとは「相手の互恵性を信頼して、国家に自己の行動を抑制させる原理、規則、規範である。この概念は、協調を促進する規範と期待だけではなく、短期的な自己利益の追求を越えた協調の形態を意味している。」Robert Jervis, "Security regimes," Stephen D. Krasner, ed., *International Regimes* (Ithaca & London: Cornell University Press, 1983) p. 173.
- (24) Robert W. Cox, "Social Forces, States and World Order," Robert O. Keohane, ed., *Neorealism and Its Critics* (New York: Columbia University Press, 1986) pp. 210-211.
- (25) *Ibid.*, p. 208. 参照。
- (26) *Ibid.*
- (27) ウッドロー・ウィルソンは近代ヨーロッパ外交の勢力均衡原則に対して、極めて批判的であった。集団安全保障体制の起源は彼の勢力均衡批判の思想に求めることができる。
- 進藤榮一『現代アメリカ外交序説』 創文堂 昭和四九年 三九〜五五ページ 参照。
- (28) 「(伝統的) 集団安全保障の理論は重要な行動の初期段階に過度に集中しており、それは集団安全保障体制の維持・管理よりも、現状の代案として安定した体制をいかに構築するかが理論の目的となつてゐることを意味している。」 *Ibid.*, Claude, 1984, p. 279.
- (29) いうまでもなく、「この世界秩序には勢力均衡体系(アナーキーな国際社会)だけではなく冷戦という「双極体系」も含意されている。国際体系という観点から見ると、後者は前者の一変種といえる。勢力均衡体系と双極体系の類似性については、武者小路公秀「現代国際体系の構造変動」(武者小路公秀・嶺山道雄編『国際学』 東京大学出版会 一九七六年) 四六〜四七ページ 参照。
- (30) *Ibid.*, Cox, p. 207.